

# 学費／入学料・授業料免除／奨学金

## 1. 学費

|     |                                     |
|-----|-------------------------------------|
| 入学料 | 282,000円(予定)                        |
| 授業料 | 【前半期】402,000円(予定) 【後半期】402,000円(予定) |

※ 授業料は、前半期分と後半期分の2期に分けて5月と11月に納入いただくことになっています。  
入学時及び在学中に入学料、授業料の改定が行われた場合には、改定時から新たな金額が適用されます。

### 1) 入学料免除及び入学料徴収猶予

下記のいずれかに該当する場合、本人の申請に基づき選考のうえ、予算の範囲内で入学料の全額又は半額を免除する制度及び選考のうえ、入学料の納入を猶予する制度があります。

- ・経済的理由により、入学料の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ・入学前1年以内に入学者の学資を主として負担している者が死亡、又は入学者もしくは学資負担者が大規模な災害や火災、風水害等の災害を受けたため入学料の納入が著しく困難な者
- ・「令和6年能登半島地震」、「令和2年7月豪雨」、「平成30年7月豪雨」等の激甚災害により被災した者  
ex.2023年度実績 半額免除 3人

### 2) 授業料免除

下記のいずれかに該当する場合、本人の申請に基づき選考のうえ、予算の範囲内で授業料の全額又は半額を免除する制度があります。

- ・経済的理由により、授業料の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ・各半期の始期前1年以内に学生の学資を主として負担している者が死亡、又は学生もしくは学資負担者が大規模な災害や火災、風水害等の災害を受けたため授業料の納入が困難な者
- ・「令和6年能登半島地震」、「令和2年7月豪雨」、「平成30年7月豪雨」等の激甚災害により被災した者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の者(一定の条件があります)  
ex.2023年度実績 (前半期) 全額免除 12人(申請者16人)  
(後半期) 全額免除 12人(申請者13人)

## 2. 入学料・授業料免除

### 1) 独自の奨学金・奨励金

| 名称                      | 種類               | 支援額                              | 資格   | 人数   | 期間   |
|-------------------------|------------------|----------------------------------|--|--|------|
| 岡山大学大学院法務研究科<br>金光勉学奨励金 | 給付               | 100,000円                         | 優秀な成績を修め、かつ、人物的に優れた者                         | 新2年次生1名<br>新3年次生4名<br>(2023年度実績)           | 年度ごと |
| 岡山大学法科大学院<br>奨学金        | 貸与<br>無利息<br>(※) | 600,000円/年<br>又は<br>1,200,000円/年 | 【1年次生】<br>入試成績が優秀<br>【2・3年次生】<br>前年度の学業成績が優秀 | 【1年次生】<br>候補者10人<br>程度<br>【2・3年次生】<br>4人程度 | 2年間  |

(※) 返還免除制度あり。

### 2) 日本学生支援機構の貸与奨学金

日本学生支援機構の貸与奨学金には、無利子貸与と有利子貸与の二種類があります。

※貸与の基準や金額などは変更される場合があるので、利用前に日本学生支援機構のHPで改めて確認してください。

#### ■第一種奨学金(無利子)

人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により著しく修学に困難があると認められる者に貸与。月額5万、8万8千円から選択。

ex.2023年度採用実績 4人(1年次生のみ)(申請者:4人)

#### ■第二種奨学金(在学中は無利子、卒業後年3%を上限とする利子付)

人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学に困難があると認められる者に貸与。月額5万、8万、10万、13万、15万円から選択。

※月額15万円を選択した場合、さらに月額4万円又は7万円の増額貸与を選択することができます。

ex.2023年度採用実績 4人(1年次生のみ)(申請者:4人)

※「特に優れた業績による返還免除制度」について

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として機構が認定した場合に貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度があります。

## 3. 奨学金